

半期報告書

(第10期中) 自 平成18年4月1日
 至 平成18年9月30日

株式会社ソフトフロント

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

(941584)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	6
4. 経営上の重要な契約等	6
5. 研究開発活動	6
第3 設備の状況	7
1. 主要な設備の状況	7
2. 設備の新設、除却等の計画	7
第4 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(4) 大株主の状況	13
(5) 議決権の状況	14
2. 株価の推移	14
3. 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
中間財務諸表等	16
(1) 中間財務諸表	16
(2) その他	28
第6 提出会社の参考情報	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報	30

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成18年12月15日
【中間会計期間】	第10期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長兼管理本部本部長 佐藤 健太郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長兼管理本部本部長 佐藤 健太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	168,405	260,238	407,754	479,977	537,470
経常損益 (千円)	△170,697	△116,791	△45,329	△221,648	△246,875
中間(当期)純損益 (千円)	△215,995	△117,894	△46,049	△271,464	△249,425
持分法を適用した場合の 投資損益 (千円)	-	922	-	-	△2,936
資本金 (千円)	1,996,960	2,652,554	2,717,248	2,354,258	2,716,141
発行済株式総数 (株)	16,004	84,531	85,750	74,536	85,714
純資産額 (千円)	259,594	1,397,420	1,348,390	918,721	1,393,061
総資産額 (千円)	616,231	1,560,156	1,519,343	1,127,436	1,527,497
1株当たり純資産額 (円)	16,220.61	16,531.45	15,724.67	12,325.88	16,252.44
1株当たり中間(当期)純 損益金額 (円)	△13,496.33	△1,430.22	△537.16	△4,094.12	△2,978.46
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.1	89.6	88.7	81.5	91.2
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	35,589	△96,877	△60,563	4,379	△204,150
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△29,089	△37,414	△178,215	△2,434	△101,270
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△16,614	556,702	△16,379	517,026	650,411
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	228,279	1,179,675	847,063	757,310	1,102,224
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	51 (0)	48 (0)	53 (1)	52 (0)	53 (0)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資損益については、第8期中及び第10期中は当社には関連会社がないため、第8期については投資損益が発生していないため、記載しておりません。なお、第9期において当社の関連会社であった株式会社フラグシップは、平成18年2月2日を払込期日とする第三者割当増資を実施しており、これに伴い、当社が所有する議決権比率が20.0%から13.0%に低下したため、同日付で同社は当社の関連会社に該当しなくなっています。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第8期中、第8期、第9期中、第9期及び第10期中においては潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 経常損益、中間(当期)純損益、持分法を適用した場合の投資損益及び1株当たり中間(当期)純損益の△印は損失を示しております。
6. 第8期の1株当たり当期純損益金額については、平成16年11月19日に行われた株式分割が期首に行われたと仮定した場合の数値を記載しております。
7. 第10期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(名)	53(1)名
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、()内には、臨時雇用者の当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)におけるわが国経済は、原油高や米国経済の動向などに不安要素はあるものの、国内の雇用・所得の情勢も改善傾向にあり、また好調な企業業績を背景に設備投資も増加傾向にあり、景気の緩やかな拡張が続いている状況で、その拡張期間は戦後2番目の長さとなっております。

一方、通信業界においては、携帯電話のパケット網を使って、マルチメディアサービスを実現させるための標準規格であるIMS(IP Multimedia Subsystem)が、第3世代(3G)携帯電話のデータ通信速度を高速化させた通信規格である3.5Gの広まりとともに注目を集めています。このIMSを包含する規格として、国際標準化機関ITU-T(International Telecommunication Union - Telecommunication Standardization Sector)を中心に検討を進めている次世代基幹ネットワークNGN(Next Generation Network)も注目されており、このNGN構想の下、大手通信キャリアが基幹通信網のフルIP化や次世代携帯電話のIMS対応を進展させており、固定(Fixed)電話と携帯(Mobile)電話を融合(Convergence)させる「Fixed Mobile Convergence(FMC)」の展開等を含め、新たなネットワーク構築、サービス提供に大きく動き出しております。NGNは、事業者にとっては新たな収益獲得の機会とコスト削減のメリットがあり、またユーザーにとって利便性向上のメリットがあるため、その本格的な展開が期待されており、その中においてSIP関連技術を利用する事が既に採択されています。特に、NTTグループは本年12月にNGNのフィールド・トライアルを開始する予定であり、SIPを用いた接続条件(インターフェース)も既に開示済で、その動向が各界から非常に注目されています。

このような市場環境の中、当社は「当社のSIP技術をデファクトスタンダードにする」、「ライセンスビジネスを成功させる」という2つの目標を達成すべく、5ヵ年計画「第1次Excellent Company構想」の下に事業活動を進めており、特に平成19年3月期においては、高収益体质確立のため、売上の拡大と通期での黒字化達成に取り組んでおります。当中間会計期間において、事業面においては、NECエレクトロニクス社の新発想プラットフォーム「platformOViA」に対応したSIP/VoIPミドルウェアの開発・販売に関する業務提携の推進、携帯電話で利用されるPoC(Push-to-Talk over Cellular)アプリケーションの開発が可能な「PoCライブラリ」の提供、フリースケール社とウインドリバー社との共同によるSIP/VoIP製品開発向けソリューションの提供など、携帯電話、情報家電の製品実用化に関連した事業活動を本格的に展開しております。前事業年度においては、当社を取り巻くSIP関連市場の拡大のスピードは、当社が見込んでいたものより若干遅れていた状況でしたが、NGNやIMSに関する先進的なネットワーク構築や携帯電話等を含む様々な端末機器開発などの分野において、需要は顕在化しており、当事業年度ではその伸びが期待されています。

この結果、当社の当中間会計期間の業績は、売上高407,754千円、営業損失44,189千円、経常損失45,329千円、中間純損失46,049千円となりました。

売上高につきましては、主にSIP搭載端末の実用化に向けた受託開発案件の増加により、407,754千円(前年同期比56.7%増)と前年同期実績を147,516千円上回る増収となりました。当事業年度の黒字転換に向けて、各種営業活動を精力的に進めている状況であります。

売上原価につきましては、受託開発案件の増加に伴い、外注加工費が増加するなど、199,394千円(前年同期比101.3%増)と増加いたしましたが、売上総利益につきましては売上高も上記のとおり増加したため、208,360千円(前年同期比29.3%増)と前年同期実績を47,155千円上回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、全社的な経費削減活動を展開したこと、各種基盤強化施策が前事業年度において一段落したことなどの理由から、252,549千円(前年同期比7.0%減)と減少いたしました。

営業損益につきましては、売上高は増収となったものの売上総利益で販売費及び一般管理費を吸収できないことから、44,189千円の営業損失(前年同期は110,352千円の営業損失)を計上しておりますが、その損失額は前年同期実績に比べ66,163千円減少しております。

経常損益につきましては、営業外収益が88千円(前年同期比70.3%減)、営業外費用が1,228千円(前年同期比81.8%減)となり、45,329千円の経常損失(前年同期は116,791千円の経常損失)を計上いたしました。なお、営業外費用につきましては、主に新株発行費や支払利息などが減少したため、前年同期実績を下回っております。

税引前中間純損益につきましては、特別損失の計上がなく(前年同期もなし)、特別利益が489千円(前年同期比356.9%増)となったことから、44,839千円の税引前中間純損失(前年同期は116,684千円の税引前中間純損失)を計上いたしました。なお、特別利益は貸倒引当金戻入益を計上したものです。

中間純損益につきましては、法人税等を1,210千円計上したため、46,049千円の中間純損失(前年同期は117,894千円の中間純損失)を計上いたしました。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動による資金の消費60,563千円、投資活動による資金の消費178,215千円、財務活動による資金の消費16,379千円等により、前事業年度末に比べ、255,161千円減少し、847,063千円(前年同期比28.2%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果消費された資金は60,563千円(前年同期比37.5%減)となりました。これは主に、仕入債務が41,141千円増加し、減価償却費を38,443千円計上したものの、税引前中間純損失を44,839千円計上したこと、売上債権が108,439千円増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果消費された資金は178,215千円(前年同期比376.3%増)となりました。これは主に、fg microtec社への出資に伴う投資有価証券の取得による支出154,788千円、無形固定資産の取得による支出24,508千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果消費された資金は16,379千円(前年同期は556,702千円の獲得)となりました。これは新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入2,165千円があったものの、長期借入金の返済による支出18,545千円があつたことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売(千円)	35,689	106.7
受託開発(千円)	163,705	251.2
合計(千円)	199,394	201.3

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウエア販売の金額は、ソフトウエア提供のための製造原価を記載しております。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売	105,023	89.7	18,415	148.2
受託開発	386,678	199.0	86,257	150.7
合計	491,701	157.7	104,673	150.3

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前年同期比(%)
ソフトウエア販売(千円)	101,403	88.2
受託開発(千円)	306,351	211.5
合計(千円)	407,754	156.7

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社オーネスト	—	—	103,230	25.3
株式会社ケイ・オプティコム	64,551	24.8	43,921	10.8
N E C システムテクノロジー株式会社	34,724	13.3	—	—

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、平成15年2月よりこれまでのビジネスモデルを転換し、通信機器メーカーや家電メーカー、SIerへ当社SIPミドルウェアを販売する「SIPパートナープログラム」を開始いたしました。これに伴い、当社の研究開発活動についても、この「SIPパートナープログラム」の永続的発展に必要なSIPミドルウェアに関連したテーマに特化し展開してまいりました。

当中間会計期間における主な成果は、以下のとおりあります。

(1) SIPプロトコルの機能強化

当社の中心的技術と捉えるSIPは、第3世代携帯電話の新たなネットワーク技術であるIMSに採用され、更にはITU-Tを中心に検討が行われている次世代ネットワークNGNでも採用が決定するなど、日々拡張が進む技術であります。当社SIPミドルウェア製品の商品価値を維持・向上するために、これら最新のSIP関連規格の対応と機能拡張を行っております。

(2) 携帯電話への対応

携帯電話の通信方式は、従来の回線交換方式から、インターネット技術を使ったパケット交換方式へと移行されます。このパケット交換方式では、SIPを基本とするIMSによって、PoCやプレゼンス(利用者が互いの「状態」を通信しあう機能)といったサービスが可能になり、通信事業者を中心に、携帯電話端末の開発が活発に進められております。

当社では、新たに次世代携帯情報端末のアプリケーション標準化団体であるOMA(Open Mobile Alliance)に加入し、音声以外のメディアに対応したPoCミドルウェアや評価用PoCサーバーの開発を行い、SIPミドルウェアのIMS対応を行っております。

(3) SIPの規格調査と互換性向上

SIP製品を実際に開発するためには、IETF(Internet Engineering Task Force)が定める1つの規格だけではなく、関連する多くの規格について理解し、対応する必要があります。当社では、数名の研究スタッフがこれらの規格の最新状況を常にウォッチし、必要に応じて当社の研究開発の成果に反映させていく活動を行っております。これらの最新規格調査の活動で発生した通信規格の翻訳文献については、業界内における当社ブランド力の向上とSIP技術の普及促進のため、当社Webページ等でその成果を公開しております。

また、機器と機器を繋ぐSIPでは、他社のSIP関連製品等との相互接続性が非常に重要となります。当社は、国内の通信機器メーカーや通信事業者が集まるVoIP推進協議会やVoIP/SIP相互接続検証タスクフォース等の業界団体において中心的活動を進めるほか、国際的な接続試験であるSIPit18への参加を行い、当社SIPミドルウェアの相互接続性向上による品質的優位性の維持に努めております。

以上の、SIP関連技術に関する研究開発につきましては、今後も当社の重要な研究開発テーマとして継続して行く予定であります。

これらの研究開発活動の結果、当中間会計期間において45,842千円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に策定した重要な設備の新設、除却等に関する計画はなく、また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画もありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	324,400
計	324,400

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月15日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	85,750	85,814	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット「ヘラクレス」)	—
計	85,750	85,814	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出までの新株引受権及び新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成12年6月29日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,054(注)1	1,014(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,500(注)3	107,500(注)3
新株予約権の行使期間	平成14年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成14年8月1日から 平成19年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,500 資本組入額 53,750	発行価格 107,500 資本組入額 53,750
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2
代用払込みに関する事項	—	—

②旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。
(平成12年11月16日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235(注) 1	235(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,500(注) 3	107,500(注) 3
新株予約権の行使期間	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,500 資本組入額 53,750	発行価格 107,500 資本組入額 53,750
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—

③旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。
(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	292(注) 1	292(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000(注) 3	125,000(注) 3
新株予約権の行使期間	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じてあります。
2. ①から③のストックオプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1)対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を使用することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を使用することができる。
- (2)対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は従業員であることを要する。
- (3)前項にかかわらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を使用することができるものとする。

- (イ) 対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 (ロ) 対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
- (4)新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (5)対象者の相続人は本新株引受権を行使することができないものとする。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとしております。ただし、調整後発行価額が額面を下回る場合、発行価額は額面価額としております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

④旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成16年6月19日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	171(注) 1	165(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	684(注) 2	660(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,522(注) 3	61,522(注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,522(注) 4 資本組入額 30,761(注) 4	発行価格 61,522(注) 4 資本組入額 30,761(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じております。
2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使された新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。
- (1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\frac{\text{調整前払} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{込金額} \quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

5. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」は次のとおりであります。

- (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
- (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。
- (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
- (4)その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

⑤旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,992(注)1	3,992(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,992(注)2	3,992(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000(注)3	174,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174,000(注)4 資本組入額 87,000(注)4	発行価格 174,000(注)4 資本組入額 87,000(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。

- (1)「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

(2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権及び新株予約権の権利行使又は自己株式移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。

5. 行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員等であることを要する。

(2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。

(3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。

(4)その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年4月1日～平成18年9月30日	36	85,750	1,107	2,717,248	1,107	2,499,408

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が64株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,888千円増加しております。

(4)【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
村田 利文	札幌市中央区	8,092	9.44
リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー (常任代理人 リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)	26/F TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET CENTRAL HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー31階)	3,021	3.52
小川 武重	横浜市青葉区	2,035	2.37
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	1,847	2.15
株式会社キャピタルバンク	横浜市青葉区美しが丘3丁目17-5	1,630	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,206	1.41
SBIイー・トレード証券株式会社(自己融資口)	東京都港区六本木1丁目6-1	1,055	1.23
長屋 正宏	大阪府吹田市	876	1.02
松井証券株式会社 (業務口)	東京都千代田区麹町1丁目4	657	0.77
有限会社小川	横浜市青葉区美しが丘3丁目17-5	551	0.64
計	—	20,970	24.45

(注)上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数1,206株は信託業務に係るものであります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式85,750	85,750	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	85,750	—	—
総株主の議決権	—	85,750	—

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	178,000	146,000	164,000	145,000	131,000	122,000
最低(円)	116,000	106,000	85,100	98,000	106,000	89,100

(注)最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役会長	—	代表取締役会長	—	村田 利文	平成18年8月4日

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,179,675		847,063		1,102,224	
2. 売掛金		167,299		301,934		193,495	
3. たな卸資産		70		881		1,298	
4. その他		22,532		21,817		21,577	
貸倒引当金		△1,012		△645		△1,108	
流動資産合計		1,368,565	87.7	1,171,051	77.1	1,317,487	86.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	6,373		26,288		28,798	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウエア		112,515		90,966		102,421	
(2) その他		4,432		5,082		4,774	
無形固定資産合計		116,947		96,049		107,195	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		-		173,951		20,000	
(2) 関係会社株式		20,000		-		-	
(3) 株主に対する長期貸付金		9,860		5,780		7,820	
(4) 差入保証金		38,325		46,097		46,097	
(5) その他		150		150		150	
貸倒引当金		△65		△25		△52	
投資その他の資産合計		68,269		225,953		74,014	
固定資産合計		191,590	12.3	348,291	22.9	210,009	13.7
資産合計		1,560,156	100.0	1,519,343	100.0	1,527,497	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)	
(負債の部)									
I 流動負債									
1. 営業未払金		15,848			59,617			18,475	
2. 一年以内返済予定の長期借入金		49,825			37,660			40,575	
3. 製品保証引当金		-			1,871			-	
4. その他	※2	20,673			34,553			22,504	
流動負債合計			86,347	5.5		133,702	8.8		
II 固定負債									
1. 長期借入金		74,910			37,250			52,880	
2. その他		1,478			-			-	
固定負債合計			76,388	4.9		37,250	2.5		
負債合計			162,735	10.4		170,952	11.3		
(資本の部)									
I 資本金			2,652,554	170.0		-	-		
II 資本剰余金								2,716,141	177.8
1. 資本準備金		2,434,714			-			2,498,301	
資本剰余金合計			2,434,714	156.1		-	-	2,498,301	163.6
III 利益剰余金									
1. 中間(当期)未処理損失		3,689,849			-			3,821,380	
利益剰余金合計			△3,689,849	△236.5		-	-	△3,821,380	△250.2
資本合計			1,397,420	89.6		-	-	1,393,061	91.2
負債資本合計			1,560,156	100.0		-	-	1,527,497	100.0
(純資産の部)									
I 株主資本									
1. 資本金			-	-		2,717,248	178.8	-	-
2. 資本剰余金			-	-		2,499,408	164.5	-	-
(1) 資本準備金			-	-		△3,867,429	△254.5	-	-
資本剰余金合計			-	-		△3,867,429	△254.5	-	-
3. 利益剰余金									
(1) 利益剰余金									
繰越利益剰余金			-	-					
利益剰余金合計			-	-					
株主資本合計			-	-		1,349,227	88.8	-	-
II 評価・換算差額等						△836	△0.1	-	-
1. その他有価証券評価差額金			-	-		△836	△0.1	-	-
評価・換算差額等合計			-	-		1,348,390	88.7	-	-
純資産合計			-	-		1,519,343	100.0	-	-
負債純資産合計			-	-				-	-

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高		260,238	100.0	407,754	100.0	537,470	100.0
II 売上原価		99,034	38.1	199,394	48.9	227,263	42.3
売上総利益		161,204	61.9	208,360	51.1	310,207	57.7
III 販売費及び一般管理費		271,557	104.3	252,549	61.9	548,666	102.1
営業損失		110,352	△42.4	44,189	△10.8	238,459	△44.4
IV 営業外収益	※1	296	0.1	88	0.0	572	0.1
V 営業外費用	※2	6,736	2.6	1,228	0.3	8,988	1.6
経常損失		116,791	△44.9	45,329	△11.1	246,875	△45.9
VI 特別利益		107	0.1	489	0.1	25	0.0
VII 特別損失	※3	-	-	-	-	154	0.0
税引前中間(当期)純損失		116,684	△44.8	44,839	△11.0	247,005	△45.9
法人税、住民税及び事業税		1,210	1,210	1,210	0.3	2,420	0.5
法人税等調整額		-	0.5	-	-	2,420	△46.4
中間(当期)純損失		117,894	△45.3	46,049	△11.3	249,425	
前期繰越損失		3,571,954		-		3,571,954	
中間(当期)未処理損失		3,689,849		-		3,821,380	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日 残高	2,716,141	2,498,301	2,498,301	△3,821,380	△3,821,380	1,393,061
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	1,107	1,107	1,107			2,214
中間純損失				△46,049	△46,049	△46,049
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計	1,107	1,107	1,107	△46,049	△46,049	△43,834
平成18年9月30日 残高	2,717,248	2,499,408	2,499,408	△3,867,429	△3,867,429	1,349,227

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高	-	-	1,393,061
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			2,214
中間純損失			△46,049
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△836	△836	△836
中間会計期間中の変動額合計	△836	△836	△44,671
平成18年9月30日 残高	△836	△836	1,348,390

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純損失 (△)		△116,684	△44,839	△247,005
減価償却費		42,552	38,443	86,156
貸倒引当金の増減額 (△:減少)		△107	△489	△25
受取利息及び受取配当金		△9	△10	△12
支払利息		1,705	920	2,979
新株発行費		4,430	-	5,482
株式交付費		-	308	-
新株予約権発行費		526	-	526
固定資産除却損		-	-	154
売上債権の増減額 (△:增加)		△9,184	△108,439	△35,380
たな卸資産の増減額 (△:增加)		-	416	△1,228
仕入債務の増減額 (△:減少)		△2,293	41,141	333
未払金の増減額 (△:減少)		△165	-	-
未払消費税等の増減額 (△:減少)		△4,454	7,761	△6,573
その他		△9,664	7,415	△4,814
小計		△93,348	△57,371	△199,405
利息及び配当金の受取額		9	10	12
利息の支払額		△1,638	△782	△2,856
法人税等の支払額		△1,900	△2,420	△1,900
営業活動による キャッシュ・フロー		△96,877	△60,563	△204,150
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
投資有価証券の取得による支出		-	△154,788	-
有形固定資産の取得による支出		-	△278	△25,300
無形固定資産の取得による支出		△30,954	△24,508	△63,563
差入保証金の返還による収入		482	-	14,989
差入保証金の増加による支出		△9,472	-	△31,966
貸付金の回収による収入		2,530	1,360	4,570
投資活動による キャッシュ・フロー		△37,414	△178,215	△101,270

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による 支出		△31,930	△18,545	△63,210
株式の発行による収入		588,634	2,165	714,335
その他		△2	—	△713
財務活動による キャッシュ・フロー		556,702	△16,379	650,411
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△44	△3	△76
V 現金及び現金同等物の増減 額(△ : 減少)		422,365	△255,161	344,914
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		757,310	1,102,224	757,310
VII 現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	※1	1,179,675	847,063	1,102,224

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>(2) -----</p> <p>(3)たな卸資産 商品、原材料 総平均法による原価法 貯蔵品 先入先出法による原価法</p>	<p>(1) -----</p> <p>(2)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券は、中間決算日直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)</p> <p>(3)たな卸資産 同 左</p>	<p>(1)子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(3)たな卸資産 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5年～15年 工具器具備品 5年～6年</p> <p>(2)無形固定資産 自社利用目的のソフトウエアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 工具器具備品 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用目的のソフトウエアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5年～18年 工具器具備品 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) -----</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)製品保証引当金 ソフトウエア等の保証対応により発生する費用の支出に備えるため、実績率により将来の見込額を計上しております。 なお、ソフトウエア等の保証対応により発生する費用は従来作業等の発生時に費用計上しておりましたが、今後受注の増加が見込まれるため、当中間会計期間より、実績率による将来見込額を製品保証引当金として計上することといたしました。 これにより、当中間会計期間における営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は従来の方法によった場合と比べ、1,871千円それぞれ増加しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) -----</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	-----	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。	同 左	同 左

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2)収益及び費用の計上基準 受託開発に係る売上高については、工事進行基準を採用しております。</p> <p>(3)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1)繰延資産の処理方法 株式交付費 発生時に全額費用として処理しております。 (追加情報) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日(実務対応報告第19号))を適用しております。 新株発行費は、当中間会計期間より株式交付費として表示しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2)収益及び費用の計上基準 同 左</p> <p>(3)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(1)繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2)収益及び費用の計上基準 同 左</p> <p>(3)消費税等の会計処理 同 左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。	――――――	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。
――――――	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,348,390千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	――――――

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は9,664千円あります。 ※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は13,976千円あります。 ※2. 消費税等の取扱い 同 左	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は11,188千円あります。 ※2. _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 出版収入 208 千円	※1. _____	※1. 営業外収益のうち主要なもの 出版収入 372 千円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,705 千円 新株発行費 4,430 新株予約権発行費 526	※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 920 千円 株式交付費 308	※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 2,979 千円 新株発行費 5,482 新株予約権発行費 526
※3. _____	※3. _____	※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 86 千円 工具器具備品 68 合 計 154
4. 減価償却実施額 有形固定資産 663 千円 無形固定資産 41,889	4. 減価償却実施額 有形固定資産 2,788 千円 無形固定資産 35,655	4. 減価償却実施額 有形固定資産 3,383 千円 無形固定資産 82,772

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式(注)	85,714	36	-	85,750
合計	85,714	36	-	85,750

(注)発行済株式の普通株式の増加36株は、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成17年9月30日現在) 現金及び預金勘定 1,179,675 千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 - 千円 現金及び現金同等物 1,179,675 千円	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金勘定 847,063 千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 - 千円 現金及び現金同等物 847,063 千円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 1,102,224 千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 - 千円 現金及び現金同等物 1,102,224 千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)																																																				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td><td>13,313</td><td>9,338</td><td>3,974</td></tr> <tr> <td>ソフトウエア</td><td>6,600</td><td>1,980</td><td>4,620</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>19,913</td><td>11,318</td><td>8,594</td></tr> </tbody> </table>					取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具備品)	13,313	9,338	3,974	ソフトウエア	6,600	1,980	4,620	合 計	19,913	11,318	8,594	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td><td>8,518</td><td>6,573</td><td>1,945</td></tr> <tr> <td>ソフトウエア</td><td>6,600</td><td>3,300</td><td>3,300</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>15,118</td><td>9,873</td><td>5,245</td></tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具備品)	8,518	6,573	1,945	ソフトウエア	6,600	3,300	3,300	合 計	15,118	9,873	5,245	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>期末残高相当額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td><td>8,518</td><td>5,758</td><td>2,759</td></tr> <tr> <td>ソフトウエア</td><td>6,600</td><td>2,640</td><td>3,960</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>15,118</td><td>8,398</td><td>6,719</td></tr> </tbody> </table>					取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (工具器具備品)	8,518	5,758	2,759	ソフトウエア	6,600	2,640	3,960	合 計	15,118	8,398	6,719
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																					
有形固定資産 (工具器具備品)	13,313	9,338	3,974																																																					
ソフトウエア	6,600	1,980	4,620																																																					
合 計	19,913	11,318	8,594																																																					
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																					
有形固定資産 (工具器具備品)	8,518	6,573	1,945																																																					
ソフトウエア	6,600	3,300	3,300																																																					
合 計	15,118	9,873	5,245																																																					
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																					
有形固定資産 (工具器具備品)	8,518	5,758	2,759																																																					
ソフトウエア	6,600	2,640	3,960																																																					
合 計	15,118	8,398	6,719																																																					
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等																																																				
未経過リース料中間期末残高相当額				未経過リース料中間期末残高相当額																																																				
1年内	3,448千円			1年内	2,890千円																																																			
1年超	5,469			1年超	2,578																																																			
合 計	8,918			合 計	5,469																																																			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失																																																				
支払リース料	2,369千円			支払リース料	1,600千円																																																			
減価償却費相当額	2,148			減価償却費相当額	1,474																																																			
支払利息相当額	160			支払利息相当額	92																																																			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法																																																				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同 左																																																				
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法																																																				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同 左																																																				
(減損損失について)				2. オペレーティング・リース取引																																																				
リース資産に配分された減損損失はありません。				未経過リース料																																																				
				1年内	39,887千円																																																			
				1年超	3,323																																																			
				合計	43,211																																																			
(減損損失について)				(減損損失について)																																																				
				同 左																																																				
				2. オペレーティング・リース取引																																																				
				未経過リース料																																																				
				1年内	39,887千円																																																			
				1年超	23,267																																																			
				合計	63,155																																																			
				(減損損失について)																																																				
				同 左																																																				

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

当社には子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

	中間貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券 非上場株式	173,951

前事業年度末(平成18年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券 非上場株式	20,000

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間においてストック・オプション等を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
関連会社に対する投資金額(千円)	20,000	_____	-(注)
持分法を適用した場合の投資金額(千円)	20,922	_____	-(注)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	922	_____	△2,936

(注)前事業年度末において当社の関連会社であった株式会社フラグシップは、平成18年2月2日を払込期日とする第三者割当増資を実施しております、これに伴い、当社が所有する議決権比率が20.0%から13.0%に低下し、同日付で同社は当社の関連会社に該当しなくなっています。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 16,531円45銭 1株当たり中間純損失金額 1,430円22銭	1株当たり純資産額 15,724円67銭 1株当たり中間純損失金額 537円16銭	1株当たり純資産額 16,252円44銭 1株当たり当期純損失金額 2,978円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
また、当社は平成16年11月19日付で株式1株につき4株の株式分割を行っており、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなっております。		
1株当たり純資産額 4,055円15銭 1株当たり中間純損失金額 3,374円08銭		
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失を計上しているため、記載しておりません。		

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	117,894	46,049	249,425
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	117,894	46,049	249,425
期中平均株式数(株)	82,431	85,727	83,743
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権 1種類(新株予約権の数4,000個、当社普通株式4,000株) なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権1種類(新株引受権の目的となる株式の数292株)。 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権1種類(新株予約権の数3,992個、当社普通株式3,992株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権1種類(新株予約権の数3,992個、当社普通株式3,992株)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第9期)(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月26日北海道財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成18年8月4日北海道財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛司 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛司 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。